

# 令和3年度 危機管理マニュアル



## ページ

- 1 学校における危機管理について
- 4 生徒の学校事故への対応
- 5 生徒の災害事故への対応（学校管理下、いじめ、不審者）
- 8 感染症・食中毒事故への対応
- 9 感染症による学級閉鎖等への対応
- 12 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- 15 火災・自然災害発生時の対応
- 17 自然災害（地震・津波・台風・水害等）発生時の措置
- 19 重大事案（校内での傷害事件・生徒の死亡等）発生時の基本的な対応
- 22 Jアラート発令に伴う緊急マニュアル
- 24 緊急時のガイドライン
- 26 令和3年度 緊急連絡網（事故発生時の対応等）
- 27 医療機関連絡先一覧

**山口市立平川中学校**

## 学校における危機管理について

「緊急事態が発生した時、どのような対応をするべきか」すなわち「危機管理」について、交通事故や自然災害、その他生徒の緊急事態に対して、全教職員が要点を次の段階ごとに共通理解しておく必要がある。

### ☆ 学校危機管理の3段階

#### ① 事前の危機管理:

『事故・災害等の未然防止対策』と、『事故・災害等の発生に備えた対策』の両面で進めることが必要。発生時(初動)や事後の危機管理を適切に実施するためには、事前の危機管理としての対策を十分に行っておくことが不可欠。

#### ② 発生時(初動)の危機管理

フロー図などの簡潔な形式で示すとともに、訓練・研修などを通じて教職員が習熟しておく必要がある。

#### ③ 事後の危機管理

発生直後から生じる様々な事態への対応、学校としての復旧・復興への対応、事故等の調査・検証を通じた再発防止対策の取組など、様々な対応を行う必要がある。

### ☆ 学校安全の3領域

#### ① 生活安全

- 日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法
- 誘拐や傷害などの犯罪被害防止

#### ② 交通安全

- 様々な交通場面における危険の理解
- 安全な歩行、自転車等の利用

#### ③ 災害安全

- 地震・津波・火山活動・風水(雪)害等の自然災害や火災・原子力災害等発生時における危険の理解、正しい備えと適切な行動

### ☆ 学校安全の3活動

#### ① 安全教育

- 教科・道徳・総合的な学習の時間等における安全学習
- 特別活動・学校行事・課外指導等における安全指導

#### ② 安全管理

- 事故の要因となる環境や児童等の行動に潜む危険の早期発見・改善
- 事件・事故・災害発生時の適切な応急手当てや安全措置

#### ③ 組織活動

- 教職員研修の推進
- 教職員・生徒等による校内の協力体制
- 家庭・地域・関係機関等との連携

## ☆ 危機管理の目的

- ① 子どもと教職員の生命を守ること
- ② 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ③ 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

## ☆ 危機管理のプロセス

### (1) リスク・マネジメント<未然防止(平常時)の対応>

#### ①危機の予知・予測

○過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。

○児童生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

#### ②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

○日ごろから、一人一人の児童生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。

○児童生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。

○保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

### (2) クライシス・マネジメント

#### ①緊急事態発生時の対応<初動・初期対応>

○緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

#### ②事後の危機管理<中・長期対応>

○事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

○事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。

○未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

## 緊急連絡先

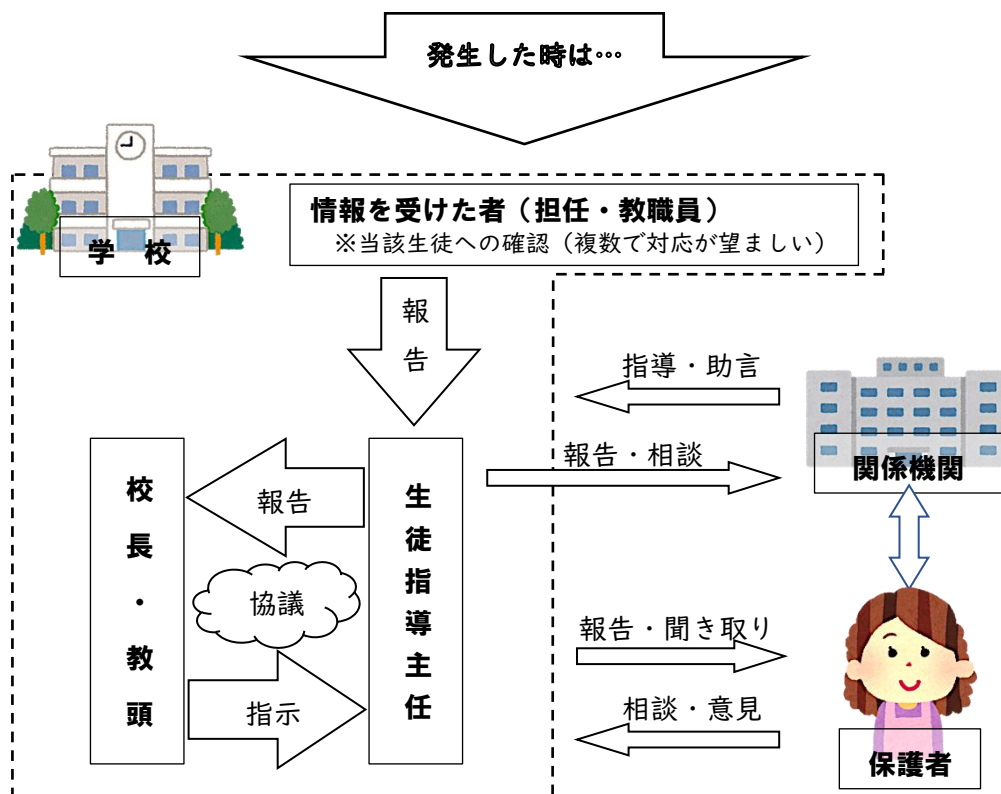
名 称	電話番号
山口市教育委員会 学校教育課	083-934-2863
山口市教育委員会 教育総務課	083-934-2859
山口市教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
山口警察署	083-924-0110
平川駐在所	083-922-7139
セコム	083-924-2926
平川小学校	083-922-1789
地域交流センター	083-922-4235

名 称	電話番号
吉野内科（学校医）	083-932-1222
平川眼科（学校医）	983-934-1010
たなべ歯科（学校医）	083-933-0648
國貞薬剤師	090-4698-2372
済生会病院【総合病院】	083-901-6111
小郡第一病院【総合病院】	083-972-0333
日赤病院【総合病院】	083-923-0111
ののほなクリニック【耳鼻咽喉科】	083-941-1133
かく脳外科【脳神経外科】	083-920-1010
大野整形外科【整形外科】	083-902-8411
休日夜間診療所【休日夜間】	083-925-2266
山口健康福祉センター	083-934-2533
山口市保健センター	083-921-2666
大隈タクシー	083-922-0860

# 1 生徒の学校事故への対応

全般の流れ

- 生徒の学校事故の対象
- 暴力 ・複数で個人に対する場合 ・対教師暴力および校舎・器物破損  
・傷害の程度が大きいもの
  - いじめ（いじめが起因する自殺予告なども含む）
  - 自殺
  - 危険な遊び ・生命の安全に影響があるもの ・死亡、入院加療を要するもの  
・失火 など
  - 性被害・暴力被害（被害防止の立場から情報提供の必要なもの）
  - 窃盗・万引き（集団によるもの、社会的な問題となるもの）
  - 家出 ・自殺等の問題につながる恐れのあるもの ・3日以上にわたるもの
  - 悪質な行為 ・故意による公共物の破損 ・列車妨害 など
  - その他 ・性非行 ・薬物乱用 ・無断外泊 ・生徒指導上重要問題と判断されるもの

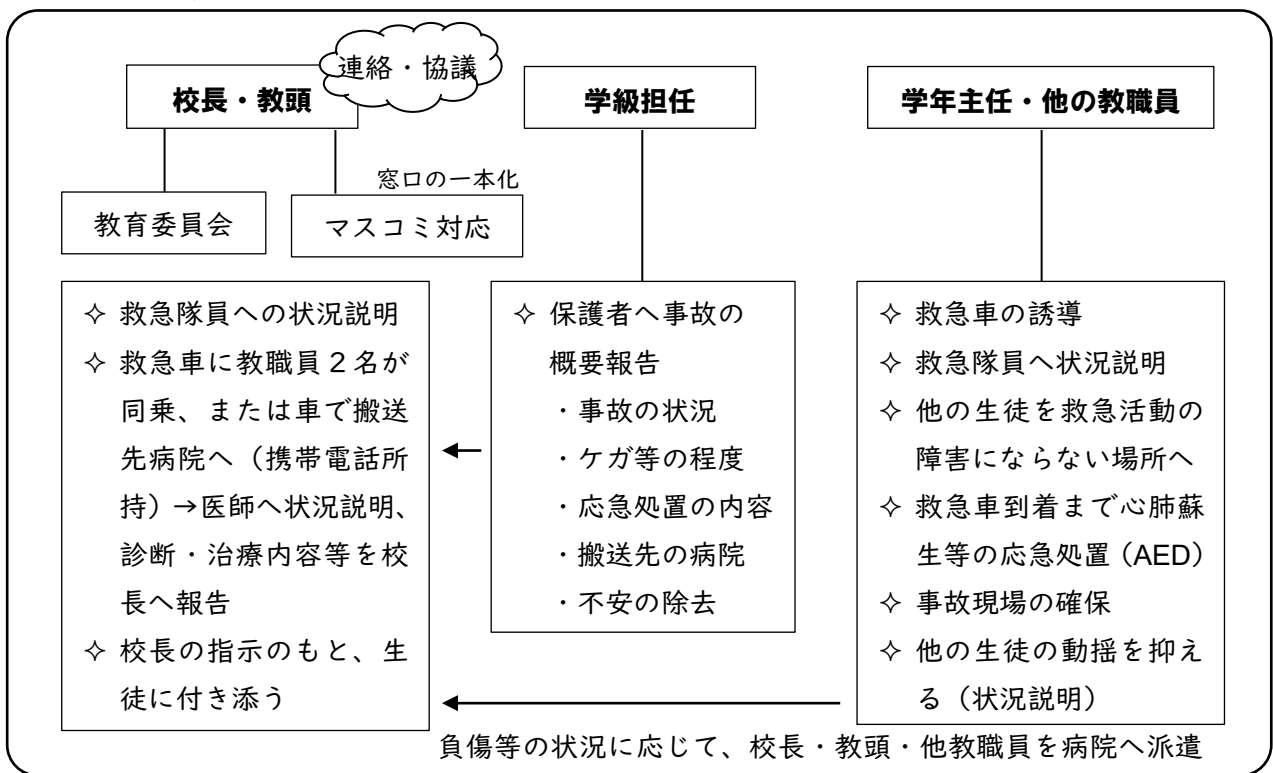
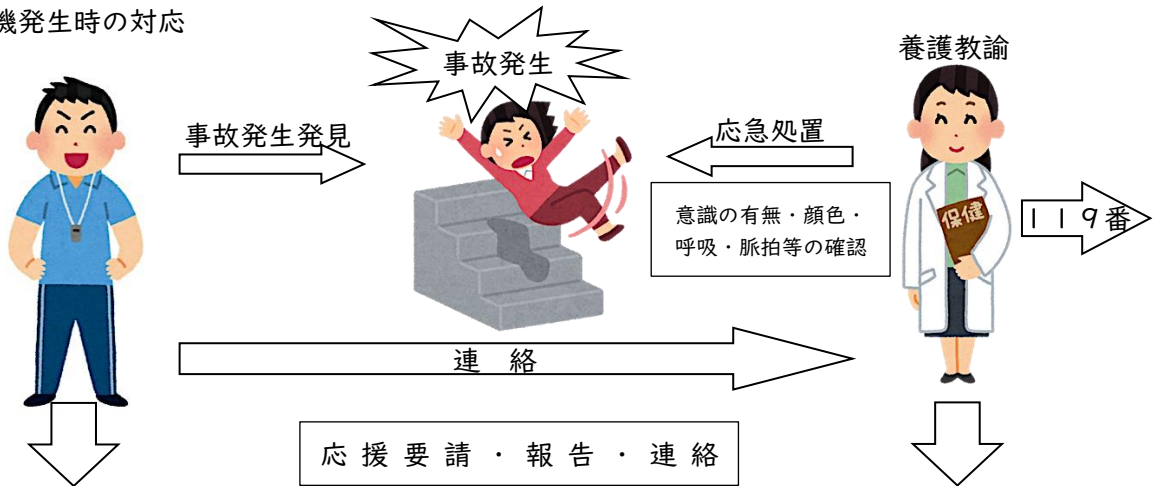


・ 山口市教育委員会学校教育課	083-934-2863
・ 平川駐在所	083-922-7139
・ 山口警察署	083-924-0110

## 2 生徒の災害事故への対応

### (1) 学校管理下における事故発生の対応・措置

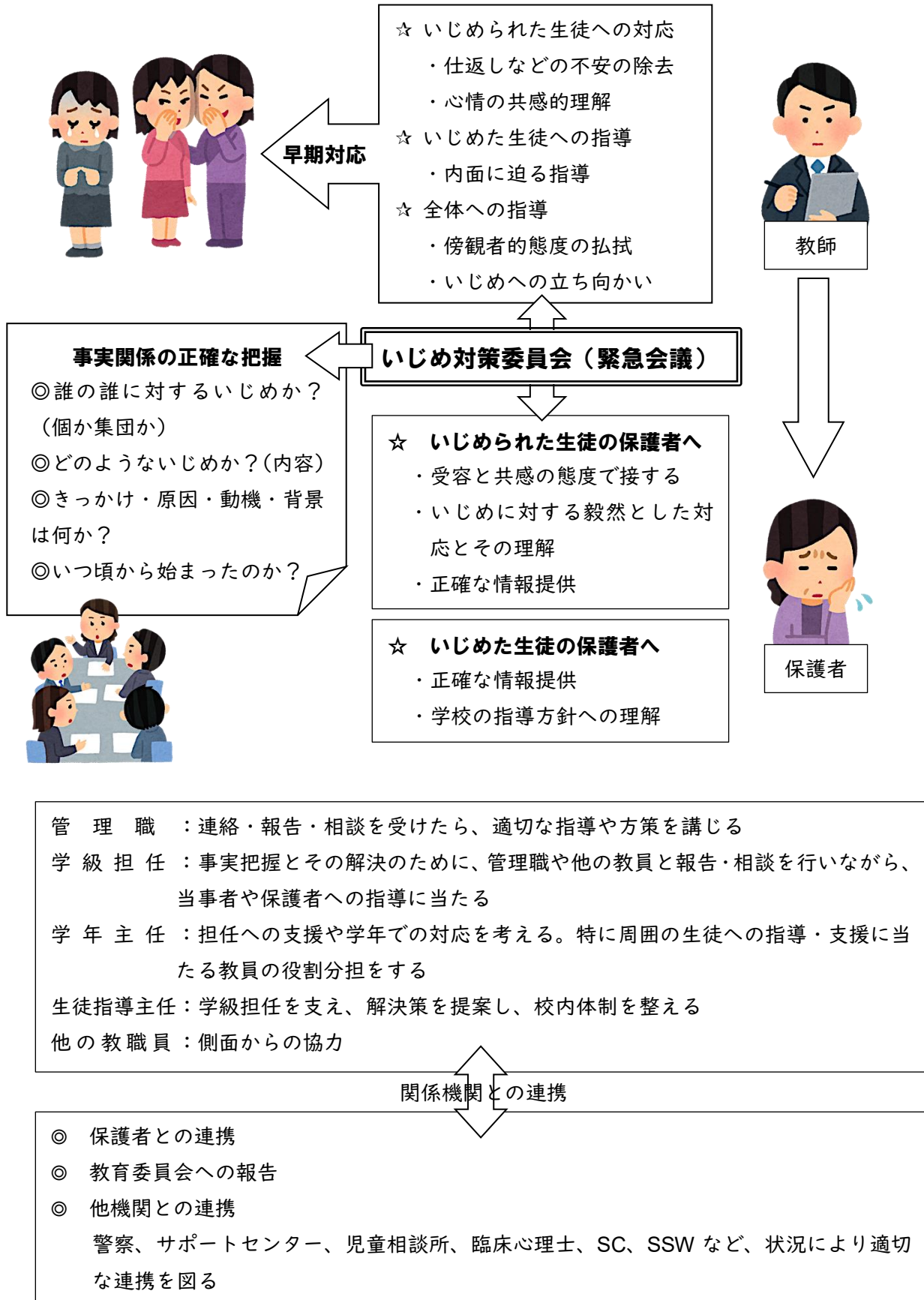
#### ●危機発生時の対応



#### ●危機収束後の対応

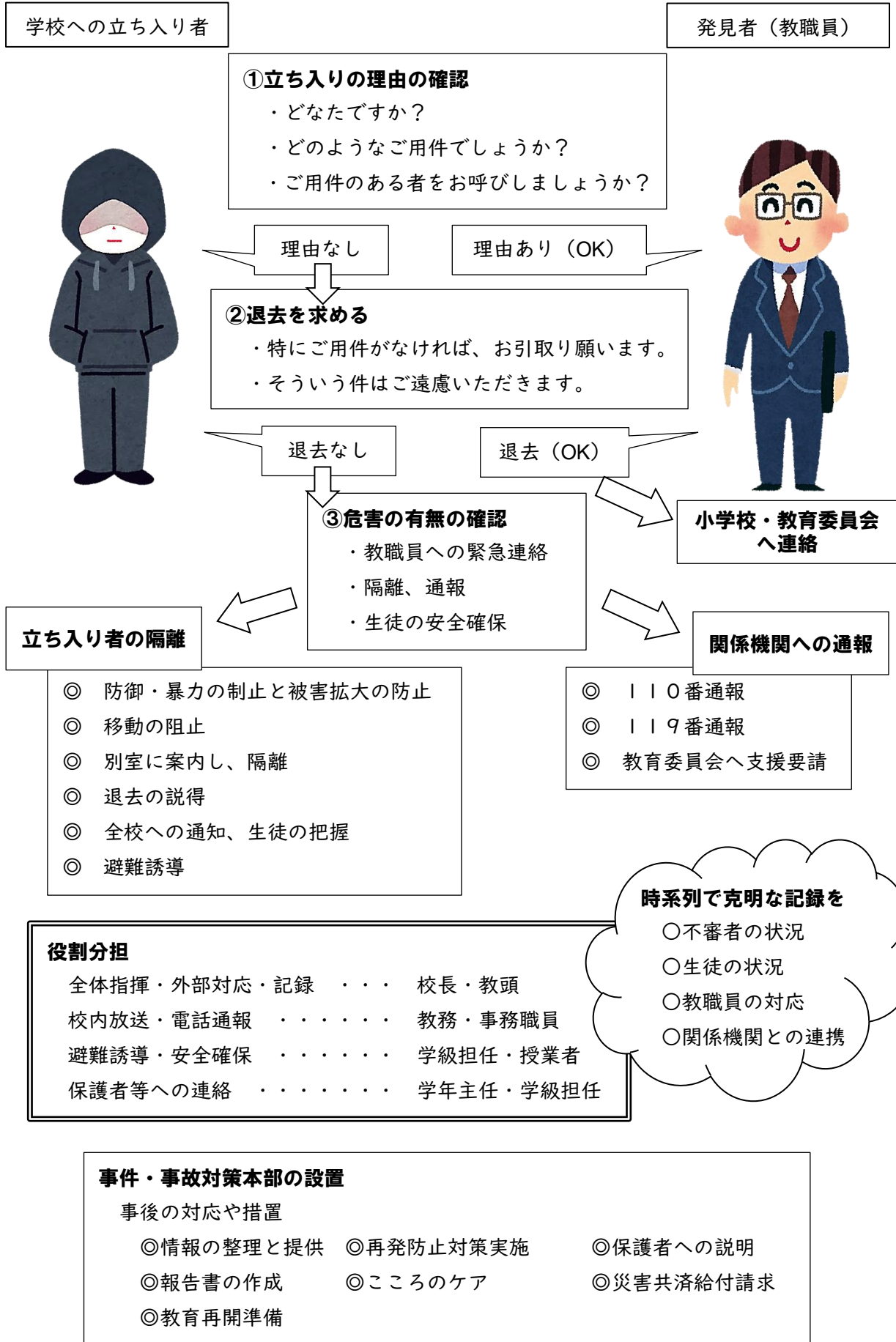
- ① 危機管理委員会の開催
- ② 原因の究明
  - ・校長は事故に関わる情報を整理・記録する。
  - ・事故原因や問題点を明確にし、反省と改善について、全教職員と共通理解を図る。
- ③ 支援・援助・心のケア
  - ・校長・関係教職員は負傷生徒の見舞い、保護者への経緯説明、スポーツ振興センター共済給付等の手続き、治療費についての説明を行う。
  - ・負傷生徒、周辺生徒のショックの状況により、SCと連携を図りながらケアを行う。
- ④ 再発防止～事故防止策・安全点検の見直し
- ⑤ 報告～事故措置の状況を教育委員会へ報告

(2) いじめの対策と対応



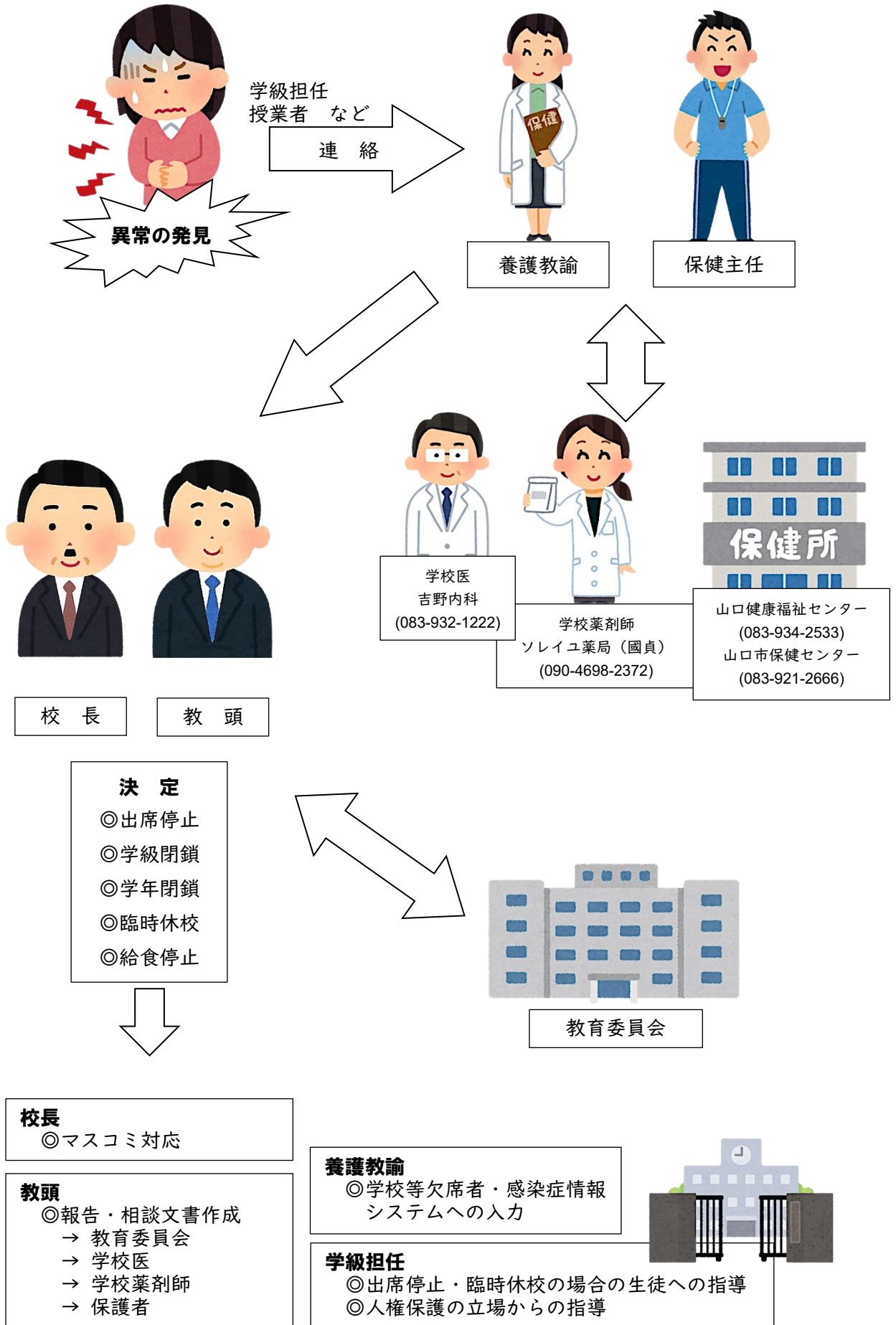
中央児童相談所 083-902-2189

(3) 不審者への対応



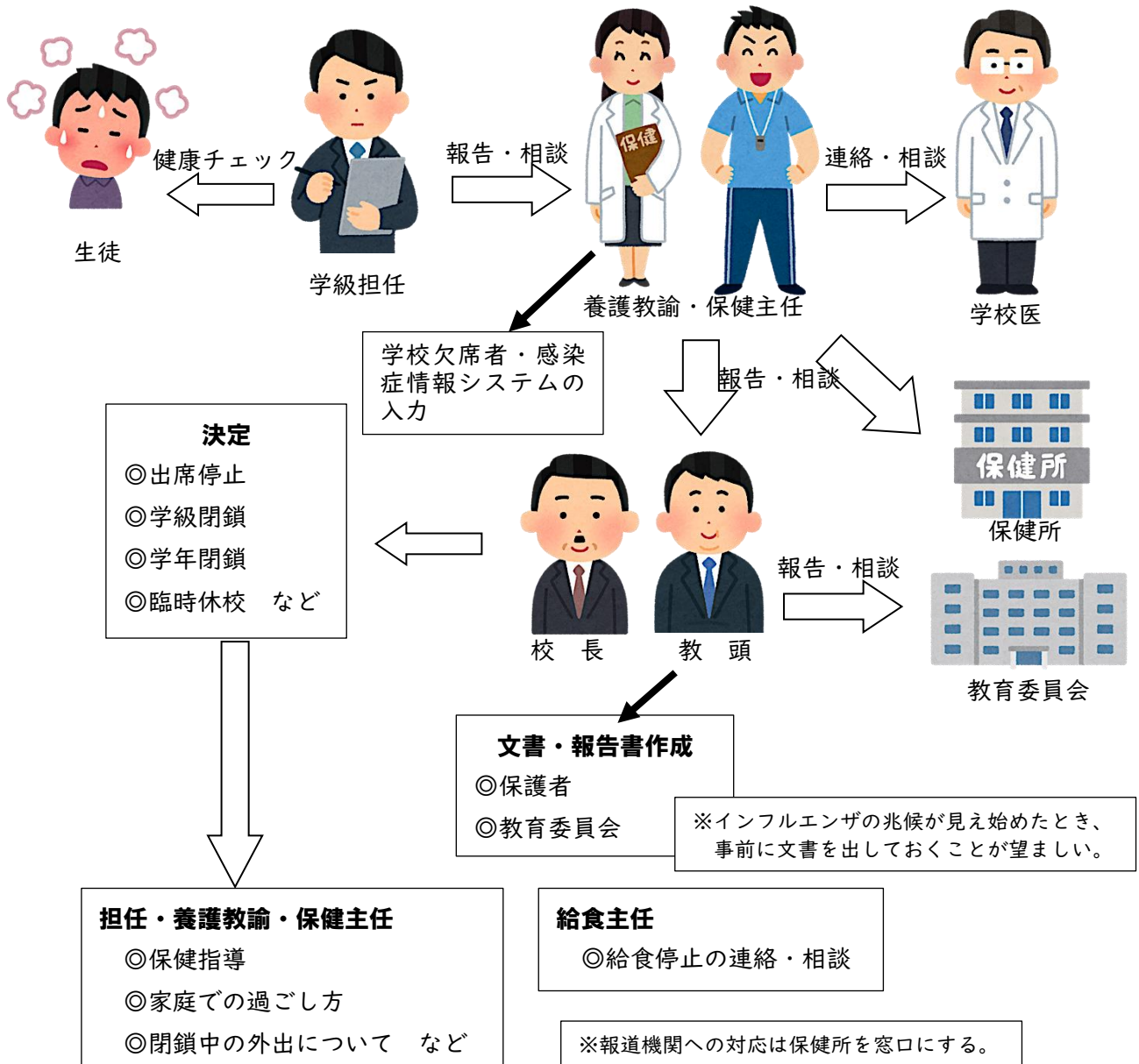


### 3 感染症・食中毒（疑いも含む）事故への対応



## 4 感染症による学級閉鎖等への対応

### ●危機発生時の対応



### ●日頃の予防措置



#### 養護教諭・保健主任を中心に

- ・一般的な予防法の指導を徹底
- ・感染症予防の保健指導の徹底

#### 校長

- ・学校環境衛生基準の遵守

### ●関連法規

- 学校保健安全法 第18条（保健所との連絡）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- 学校保健安全法施行令 第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- 学校保健安全法施行規則 第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）  
第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症に関する細目）

## 【別添資料】

### 感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）に対応する保健管理・保健指導について

#### （１）出席者の状況把握（健康観察の徹底）

- ① 出席者の健康状態把握のため、健康観察を確実に行う。
- ② 家庭での検温（「おおすぎ」への記入）及び、健康観察を徹底する。  
 ※検温していない生徒は学年部の体温計で測定する。  
 ※平熱（基準を明確にするため 37℃と設定）以上の生徒は、早退又は保健室送致。
- ③ 微熱、急性呼吸器症状のある生徒は経過を観察せず、すみやかに早退の手続きをとる。

#### （２）欠席者の状況把握

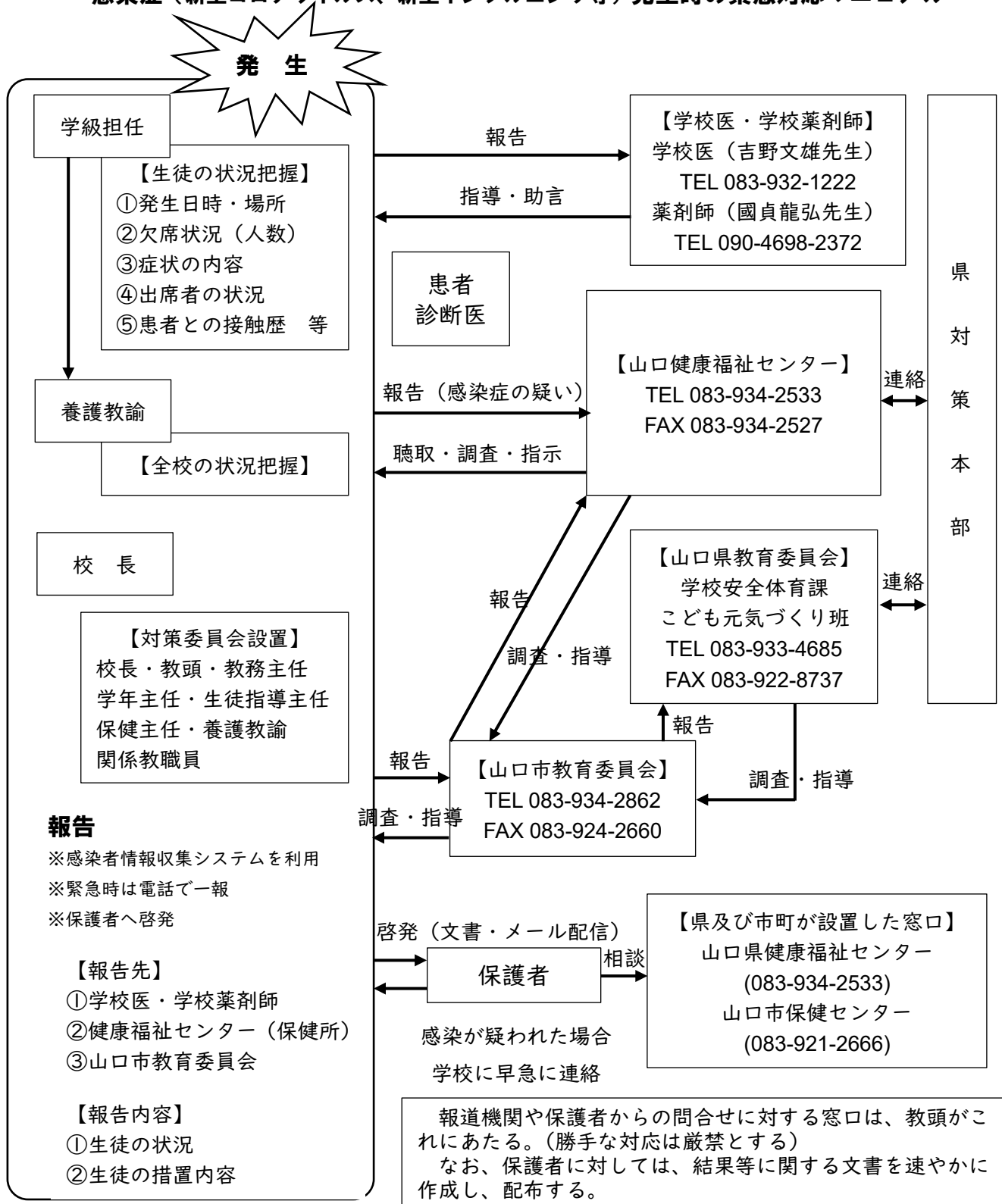
- ① 欠席者の**症状・発症した日・医療機関への受診状況等**を確実に聴取する。
- ② 学級担任は、欠席者の情報をすみやかに養護教諭へ報告する。  
 ※欠席届：電話受取者・PC確認者 → 学級担任 → 養護教諭の流れて確実にを行う。
- ③ 体調不良のまま無理をして登校することがないように、しっかりと休養するよう伝える。  
 ※**出席停止の取り扱い**は以下のとおり
  - 新型コロナウイルス感染が判明した者、濃厚接触者に特定された者
  - 発熱等の風邪症状がみられる者
  - 「新型コロナウイルス感染防止のため」と保護者が判断した場合
 ⇨ 出席停止扱いにした場合は、必ず保健室に連絡をください。  
 体調不良による欠席は、症状も記載された欠席届も活用して、確実に伝わるように。

#### （３）環境衛生管理と保健指導

実践項目	具体的実践内容	実施者
<b>（１）手洗い</b> ※感染予防の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>手洗いの徹底（外から教室に入る時、給食前、トイレの後、掃除後など）</u></li> <li>● シャボネットの補充</li> <li>● 「基本は手洗い」リーフレットの掲示</li> <li>● ハンカチ、タオルの持参の呼びかけ。貸し借りをしない。</li> <li>● 部活動開始時と終了時の手洗いの奨励。</li> </ul>	全生徒 全教職員
<b>（２）適切な環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>休み時間の換気（１時間ごとに５分間）</u></li> <li>● 可能な範囲で、教室は窓を開けて過ごす</li> <li>● 空調や衣服による温度調節を含めて、温度湿度を管理</li> </ul>	保健委員会 教科担任 学級担任
<b>（３）消毒</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に<u>多くの生徒が手を触れる場所（教室の戸、手すり、スイッチ、トイレなど）は、１日１回以上、消毒用エタノールで消毒。</u>            （各学年部に消毒用エタノール等の消毒セットを準備する）</li> <li>● 手指消毒用アルコールの設置            （各教室、図書室、玄関）</li> </ul>	学年部 養護教諭
<b>（４）保健指導</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 咳エチケットの指導</li> <li>● マスクの適正着用の指導</li> <li>● 規則正しい生活習慣の指導等</li> <li>● 情報提供（生徒・保護者）</li> </ul>	学級担任 養護教諭 を中心に 全教職員

**【別添資料】**

**感染症（新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等）発生時の緊急対応マニュアル**

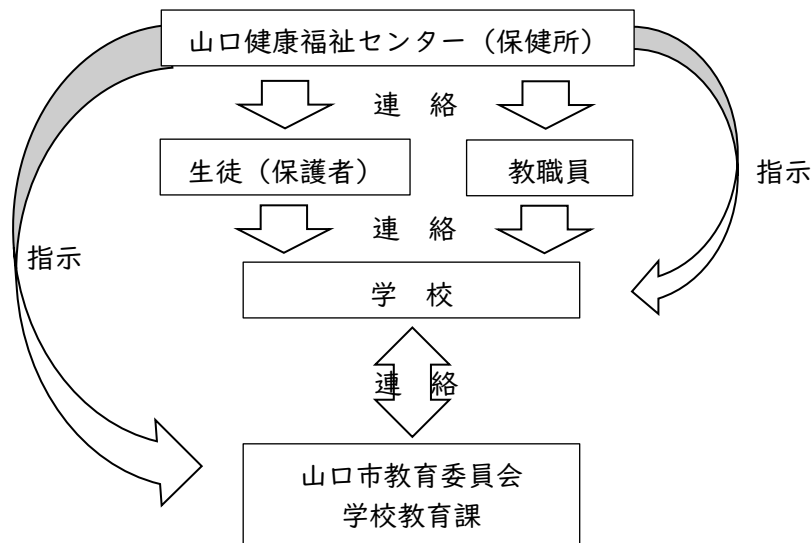


**【参照】**

- 学校における新型インフルエンザ等対応マニュアル（山口県教育委員会平成26年1月改定）
- 平25教安体第17号 感染症・食中毒（疑い）事故発生の対応について

## 【別添資料】

### 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル



#### I PCR検査で生徒や教職員の近親者等に陽性が確認された場合

##### ① 生徒が濃厚接触者の場合

- ・当該生徒には「**出席停止**」を依頼
  - ※濃厚接触者の疑いがある時点で、自宅待機依頼をしておく
- ・当該生徒はPCR検査を実施
  - 陰性の場合 → 感染者と最後に接触した日の翌日から2週間程度出席停止  
人権への配慮を要す (保健所の指示による)

陽性の場合 → 2へ

##### ② 教職員が濃厚接触者の場合

- ・当該教職員には「**在宅勤務**」(職専免)
  - ※濃厚接触者の疑いがある時点で、自宅待機依頼をしておく
- ・当該教職員はPCR検査を実施
  - 陰性の場合 → 在宅勤務(職専免)(保健所の指示による)  
人権への配慮を要す

陽性の場合 → 2へ

#### 【報道・保護者対応】

「学校関係者ではないか」と問い合わせがあった場合、市教委から全校長に依頼し、管理職対応で「市教委からの指導により、個人情報にあたる内容についてはお答えできません」と回答する。

#### 【部活動】

当該生徒以外は活動可

## 2 PCR検査で生徒や教職員に陽性が確認された場合

### ① 生徒が陽性の場合

- ・当該生徒は出席停止（保健所の指示による期間）
- ・人権への配慮を要す

### ② 教職員が陽性の場合

- ・当該教職員は在宅勤務（病休・職専免）（保健所の指示による期間）
- ・人権への配慮を要す

○該当校は、保護者に文書とメールで周知を図り、1～3日（最高2週間）の臨時休業とする。

○該当校以外は、保護者にメールで理解を深める。

○該当以外の教職員は、臨時休業の期間、原則出勤とし、消毒作業や再開後についての検討などを行う。

○該当校は、速やかに消毒作業を実施する。必要に応じて、市教委教育施設管理課との連携を図る。

○濃厚接触者に特定された生徒・教職員はPCR検査を実施する。

→ 保健所と学校が連携し、該当者及び家族に連絡。2週間程度出席停止。（保健所の指示による）

### 【報道・保護者対応】

- ・原則、学校名は公表しない。
- ・該当校・・・管理職対応で保護者宛文書を配布。その範囲内で回答する。  
「生徒の個人情報保護のため、お答えできません。関係機関と連携して、適切に対応してまいります。」  
学校名等は、保護者宛文書を出していることから、該当校の保護者には伝わっているが、報道で学校名を出すことがないように報道機関に依頼する。
- ・該当校以外・・・管理職対応 「市教委の指導により、お答えできません。」

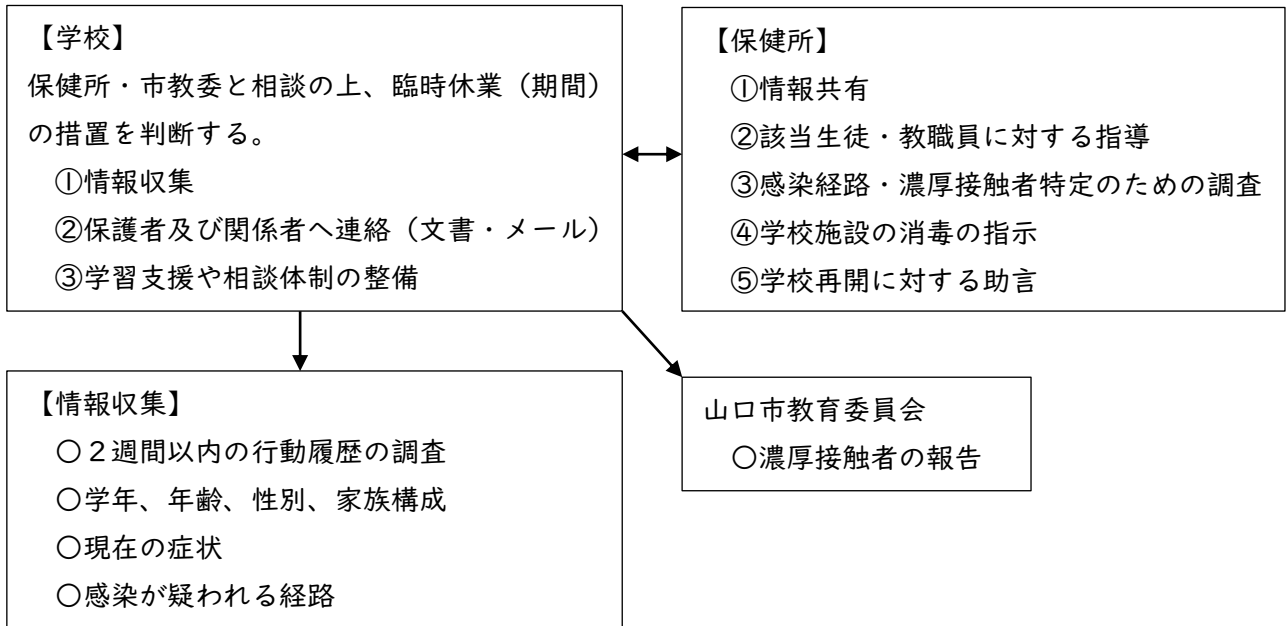
### 【給食対応】

- ・該当学級を給食センター等に知らせ、食器・食缶等の消毒対応を実施依頼。
- ・臨時休業以外の学校では給食を実施。

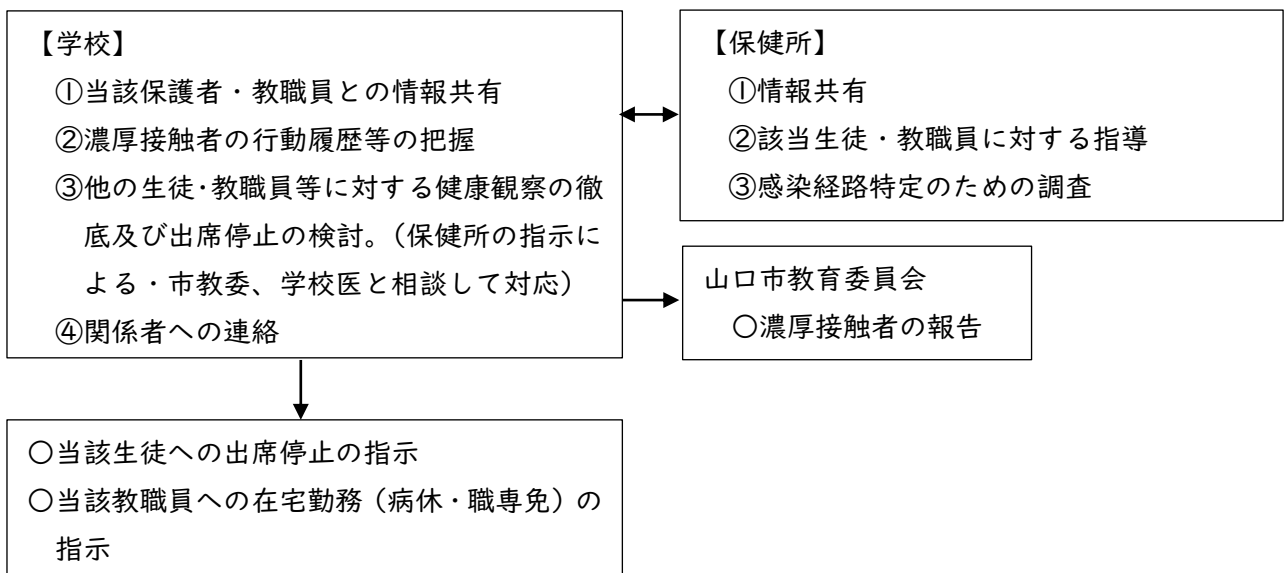
### 【部活動】

- ・臨時休業中の学校以外は実施可。

**【生徒・教職員に感染者が発生した場合】**



**【生徒・教職員に濃厚接触者が発生した場合】**



**【濃厚接触者の定義】**

疾病者が症状発現した日以降に接触した者の内、次の範囲に該当する者

- 感染者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護なしに患者を検診、看護、もしくは介護していた者
- 感染者の気道分泌物、もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安1m）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者

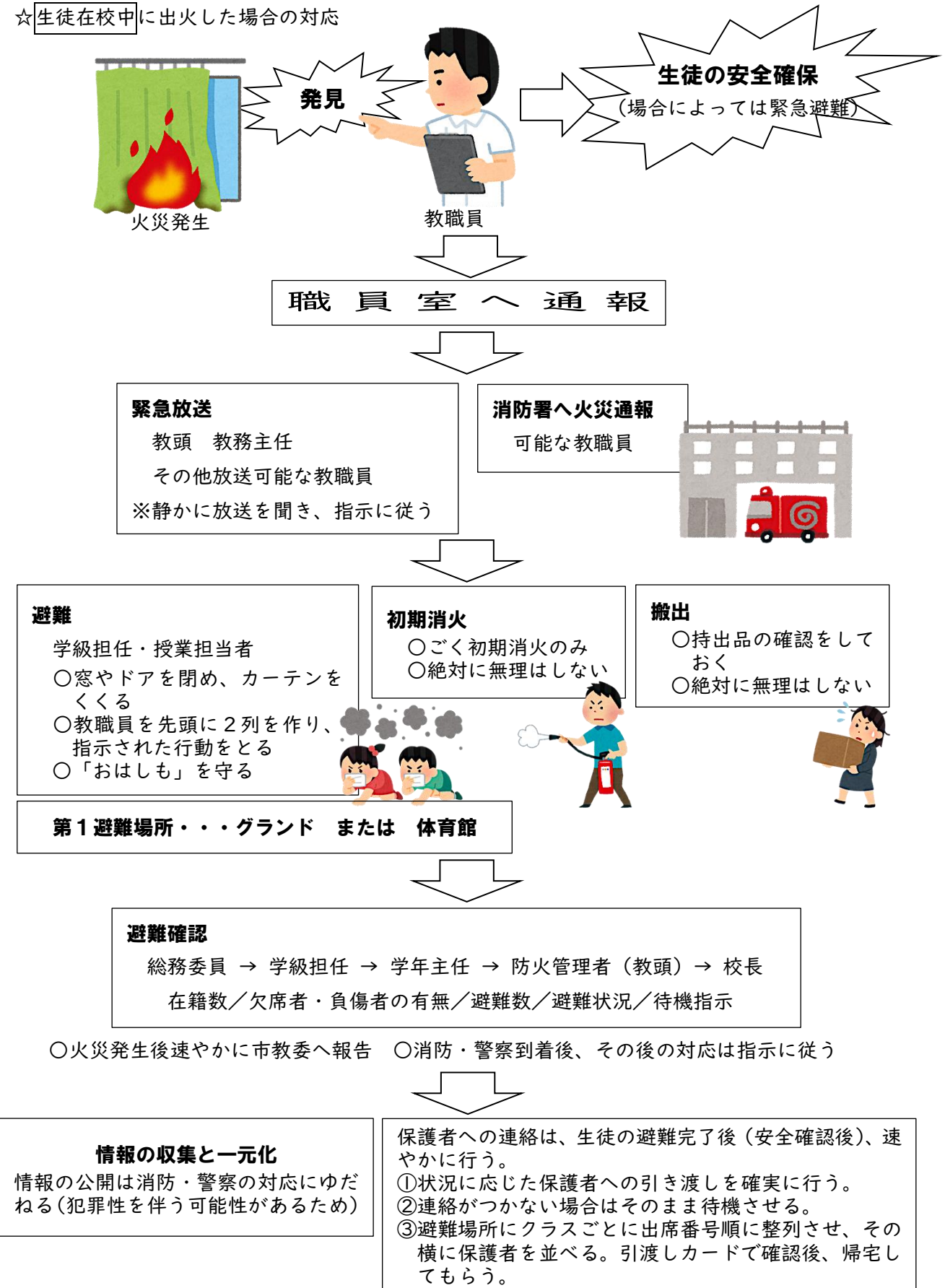
**【学校再開にあたっての対応】**

- ①保健所の指示による学校設備の消毒
- ②保護者への通知
- ③感染防止対応の整備
- ④生徒の学習支援、教育相談等のサポート体制の整備

## 5 火災・自然災害発生時の対応

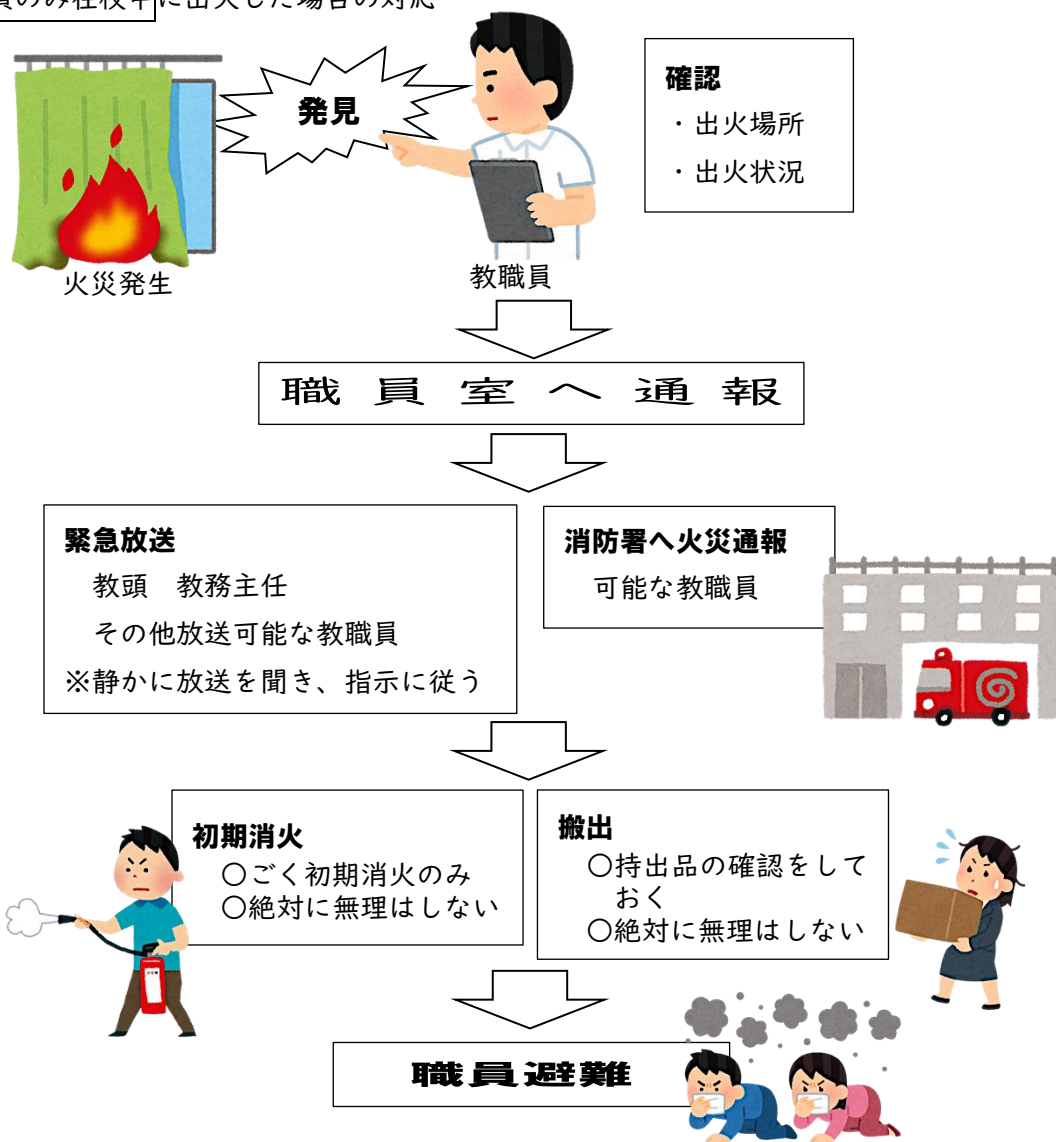
### (1) 火災発生時の措置

☆生徒在校中に火災発生した場合の対応





☆教職員のみ在校中に火災発生した場合の対応



(2) 校長・教頭が不在の時に火災が発生した場合

校長（隊長）・教頭（防火管理者）が登校するまでに、教職員は下記の事項を処理する。

- ① 消防署への通報
- ② 校長（隊長）・教頭（防火管理者）への連絡（指示を仰ぐ）
- ③ 市教委への連絡
- ④ 初期消火・撤出（絶対に無理はしない）

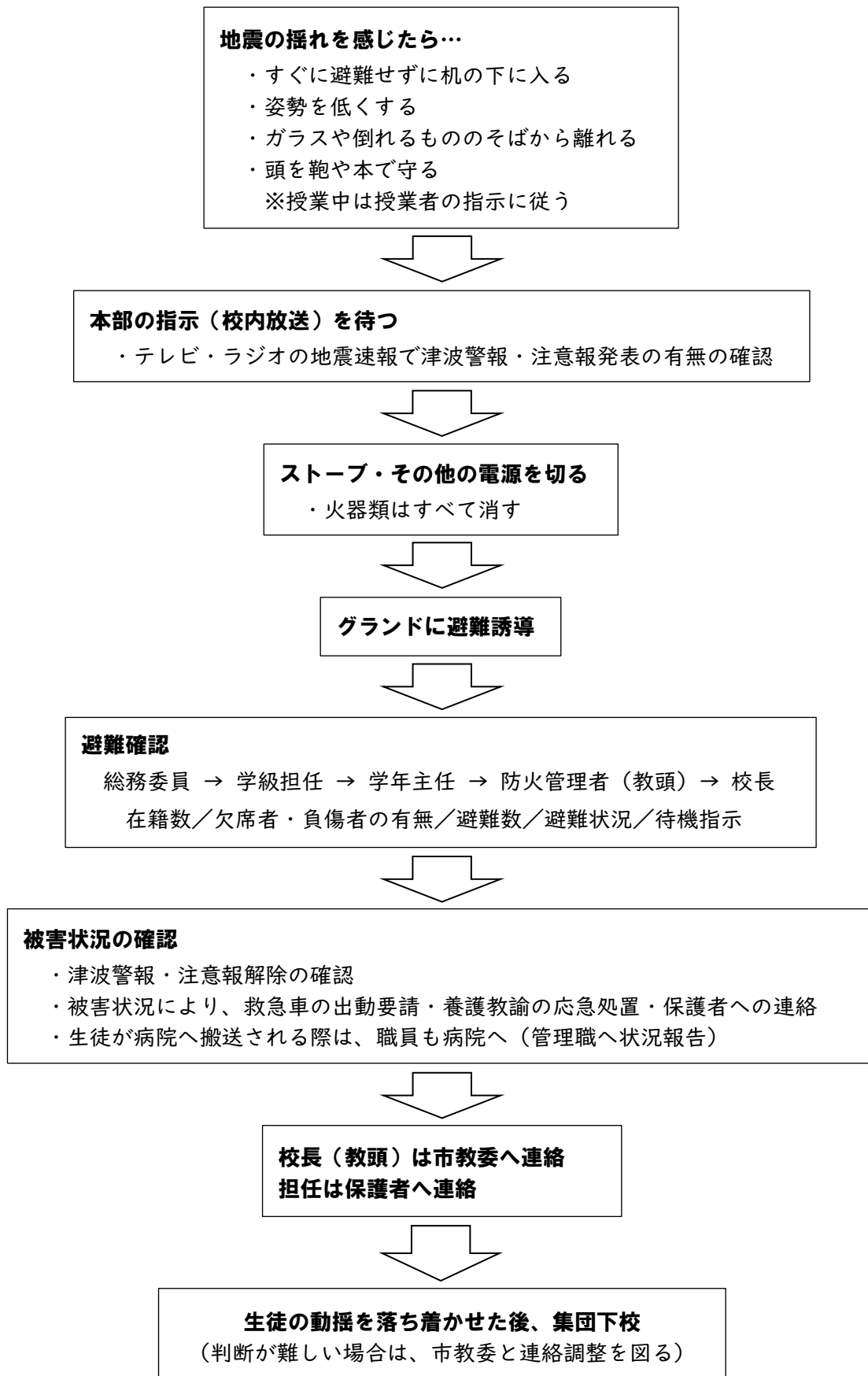
(3) 夜間・休日に火災が発生した場合

- ① 学校メールで全教職員へ知らせる
- ② 教職員は直ちに出勤し、消防署員や校長（隊長）の指示に従う

## 6 自然災害（地震・津波・台風・水害等）発生時の措置

### (1) 地震・津波

☆生徒在校中に地震が発生した場合



☆登下校時

- <生徒>
  - ・登下校時に地震にあったら、可能な範囲で自分の所在を学校へ知らせる。
- <教職員>
  - ・危険がないことを確認でき次第、生徒の所在確認と状況によっては保護を行う。  
(校内・通学路・避難場所)
  - ・状況に応じて、帰宅や登校の判断をし、学校メールで保護者へ知らせる。
  - ・保護者への引き渡しが必要な場合は、連絡・引き渡しまでを確実にを行う。  
保護者と連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。
  - ・学校の対応について、市教委へ状況報告を行う。

☆校外学習時

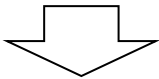
- <生徒>
  - ・教職員の指示をよく聞いて、急いで避難をする。
  - ・教職員とはぐれたり、指示が届かない場所にいたりする場合は、防災無線等をよく聞いて、避難が必要な場合は近くの安全な場所に避難する。
  - ・避難後の行動については、教職員の指示に従う。
- <教職員>
  - ・引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、生徒を安全な場所へ避難させた後、学校へ状況を報告する。
  - ・学校は引率教職員と連絡を取り、状況を把握し必要な指示をする。
  - ・学校は交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応について、引率教職員へ連絡する。

(2) 台風・その他の風水害

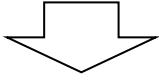


**台風・豪雨等の状況把握** (教頭・教務主任)

- ・天気予報等で気象状況・警報等の確認
- ・隣接校との状況の確認



**対応協議** (校長・教頭・教務主任・生徒指導主任)



**決定** (校長)

- ・下校繰り上げ
- ・下校見合わせ
- ・遅れての登校
- ・登校見合わせ
- ・臨時休校 等

**報告文書作成** (教頭)

- ・市教委
- ・保護者 (文書、メール)

**学級担任**

- ・登下校時の安全指導
- ・保護者への連絡

## 7 重大事案（校内での傷害事件、生徒の死亡等）発生時の基本的な対応

### （1）対応のポイント

- ① 起きたことで非難されるよりも、対応のあり方が問題視される傾向が強い。
- ② 管理職へ、正確な情報を「迅速」かつ「確実」に伝える。
- ③ 躊躇なく、教育委員会・関係機関等へ支援を求める。
- ④ 生徒・保護者へ、正確な情報を「迅速」かつ「正確」に伝え、二次被害を防止する。
- ⑤ 情報を一元的に集約し、時系列で、「詳細」かつ「正確」に記録する。
- ⑥ 全国のCRT提供の「学校危機対応教職員ハンドブック」を活用する。

### （2）初期対応

#### ① 管理職への速報及び情報管理

- 5W1Hについて、わかっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（可能ならメモで）
- 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
  - ・緊急時は、生徒指導主任→教頭→校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ
- 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
  - ・生徒指導主任または教頭が行う

#### ② 状況把握

- 校長が確認する
  - ・出張等の場合は、現場に直行しながら教頭等と連絡を取り合い、詳細を確認する。
- 現場を保存する
  - ・警察による現場検証のため、片付け・清掃などはしない。
  - ・状況によっては、現場を隠したり、立て札で近づかないようにしたりするなど配慮する。

#### ③ 管理職または管理職の指示を受けた教職員による連絡・指示

- 負傷者等への対応及び119番通報
  - ・携帯電話からの通報は、現場の所在地を最初に言う。
  - ・現場ではできる限りの応急手当て（止血等）、救命処置（心配蘇生、AED使用等）を施す。
  - ・救急車には、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添い、管理職へ状況を報告する。
  - ・誰がどこの病院へ搬送されたかを記録し、一覧表を作る。
- 110番通報
- 全教職員への連絡・指示
  - ・生徒の生命の安全を守ることを最優先に行動する。
- 生徒への連絡・指示及び生徒の確認
  - ・学級担任・授業者・全校放送等により集合（避難）場所を連絡する。
  - ・集合後、生徒の確認は、名票等を用い確実にチェックする。
- 教育委員会へ速報、支援要請、事案に応じてCRTの派遣を要請。
- 該当生徒の保護者への連絡
  - ・事実を正確に伝えるとともに、搬送病院名等の情報を連絡する。
- PTA会長、同窓会長、地域の関係者等への連絡

#### ④ 具体的な対応

##### ○対策本部（校長室）の設置及び緊急対策会議

- ・全校集会・緊急保護者会開催、休校措置・学校再開時期の決定等について検討する。

##### ○緊急職員会議の開催

- ・状況の共通理解を図る。
- ・具体的な対応策の共通理解と役割分担の確認等を行う。
- ・学校外との対応窓口を一本化し、教職員が自己判断で学校外へ情報を伝えないことを確認・徹底する。

##### ○生徒への説明・指導

- ・内容については、事前に関係する保護者等へ確認をとる。
- ・憶測や噂話・デマが広がり、二次被害が生じる可能性があるため、早急を実施する。
- ・座った状態で、事実を正確に、短時間（20分以内）で、学年に応じた言い方で伝える。
- ・学年単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に打ち合わせを行う。
- ・必要に応じ（夏季の場合は熱中症防止、極度の緊張や恐怖等の混乱状態の沈静化等）、ペットボトル飲料等の飲み物の準備について考慮する。
- ・必要に応じて、各家庭への連絡、迎え依頼等の配慮をした上で、下校措置をとる。

##### ○保護者への連絡・説明

- ・全保護者へ、その日のうち（できれば報道発表前）に連絡する。
- ・保護者向け文書を作成する。（事案の概要、生徒の様子、学校の思い、家庭での留意事項、緊急保護者会の案内、相談窓口等）
- ・内容については、事前に関係する保護者等へ確認をとる。
- ・学校全体・当該学年・当該部活動等、対象を決定し、緊急保護者会を開催する。

##### ○電話・来校者への対応

- ・応答文案を作成する。
- ・対応窓口を一本化する。
- ・詳細に記録する。（日時、場所、氏名、学校との関係、内容等）

##### ○クレーム電話等への対応

- ・事案によっては、クレーム等の電話がある。対応窓口で電話を繋いで、最初に相手の氏名を確認する。匿名の場合でも真摯な態度で傾聴し、公表できる事実を冷静にきちんと伝える。

##### ○報道機関への対応

##### ○周囲の学校との連携

- ・周囲の学校の児童生徒、保護者等の間に憶測や噂話、デマ等が広がらないように、校長は周囲の学校の校長に正確な情報を提供し、協力を要請する。

### (3) 初期・中期対応

#### ⑤ 心のケア

- スクールカウンセラー等の派遣要請（「学校メンタルサポート事業」を活用）
- カウンセリング・家庭訪問・電話相談等を通じて、生徒・保護者・教職員の心のケアに努め、二次被害を防止する。
- 心のケアに係る説明の実施（緊急保護者会開催時、教職員向け等）
- 心のケアに係る資料作成・配布（生徒向け、保護者向け、教職員向け等）

#### ⑥ 死への対処

- 学級等における説明・話し合いに際しての留意事項
  - ・静かに、そして率直な態度で、生徒と死の意味や影響について話し合う。その際、気分が悪くなったりしたら遠慮なく申し出て、その場から去ることができることを伝えておく。
  - ・様々な感情表出を促す。
  - ・不必要なことを詳細に渡って話すことはせず、質問には真摯に答えるように努める。
  - ・死者の残した品や思い出について話し合うことも大切である。
  - ・宗教的な言葉は避けるようにする。一方、生徒個人の信仰等を認めることも大切である。
- 保護者宛通信文の配付
  - ・内容については、事前に関係する保護者等へ確認をとる。
  - ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さを記載する。
  - ・支援機関や相談電話のリストを掲載する。
  - ・カウンセリングの有効性を説明する。
- 葬儀への参加
  - ・参加の連絡範囲・規模等について、当該生徒の保護者の希望や了解を事前にとる。
  - ・葬儀への出欠席の選択は、あくまでも生徒自身が決める。
  - ・参加する生徒には、葬儀のエチケット等を事前に指導する。
- その他
  - ・遺族の思いに十分配慮し、「不幸中の幸い」「幸いにも」等の言葉は絶対に使わない。

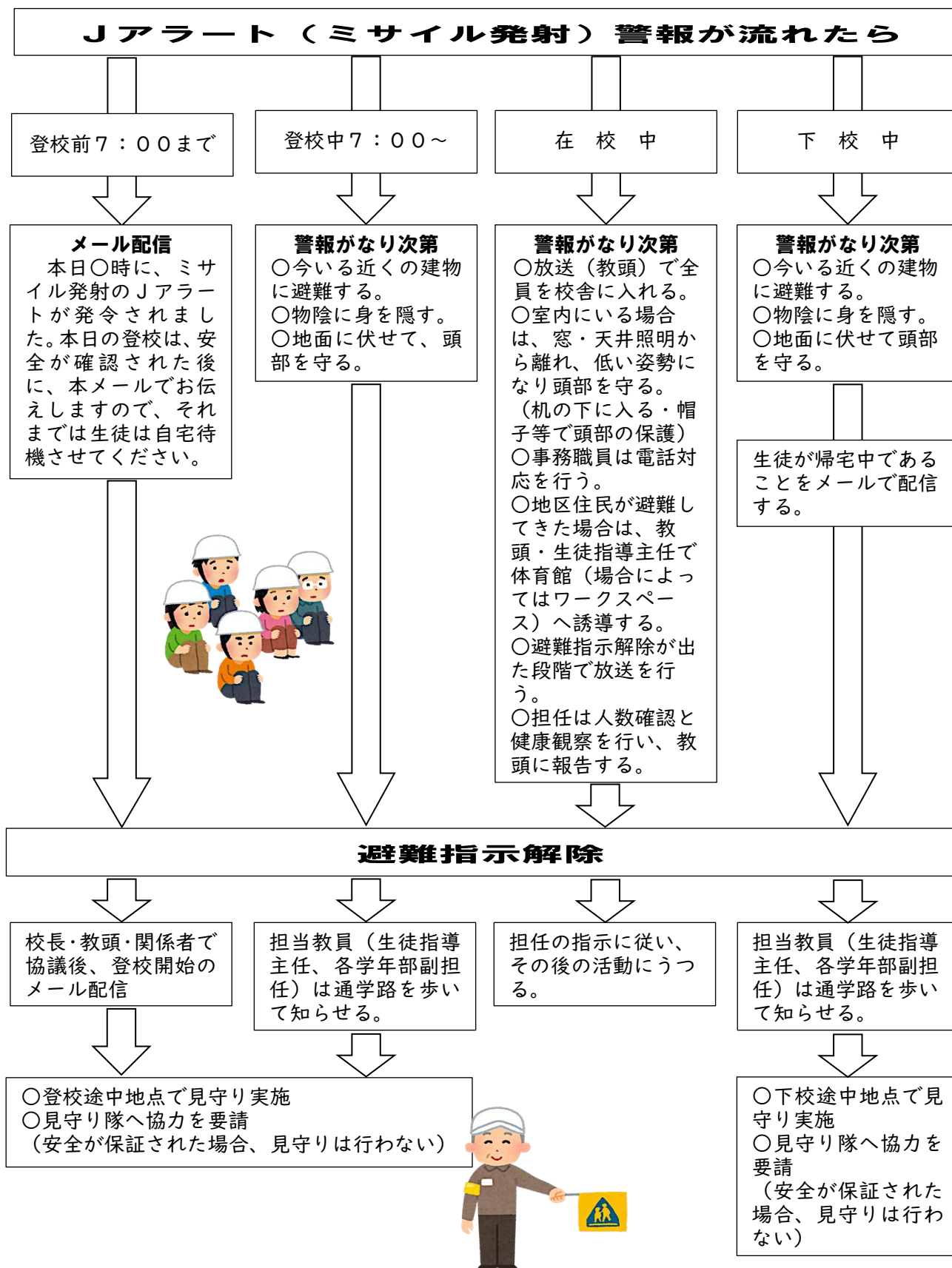
#### ☆自殺への対応

- ・自殺現場の様子や自殺の手段等についての詳細は、絶対に話さない。
- ・死を美化しない。心情に共感すると誘発を招くことがある。
- ・配慮を要する生徒の十分注意を払い、後追い自殺やその他の二次被害を防ぐ。

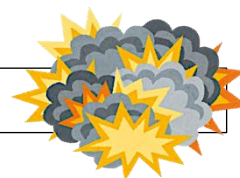
#### ⑦ その他

- 臨時休校後の学校再開
  - ・安心・安全な登下校について、十分配慮する。
  - ・教職員が校門等で生徒を迎える。
  - ・事案発生場所の整備、代替教室の決定等、平常授業再開に向けた環境整備を行う。
- 当該保護者（遺族）への対応
  - ・誠意ある継続的な対応・支援を行う。（家庭訪問、援助機関の紹介、法要への出席等）

## 8 Jアラート発令に伴う緊急マニュアル



## ミサイルが付近に着弾した場合



校長 …………… 全体指示  
教頭・事務 …… ①情報収集 ②関係機関への連絡 ③メール配信  
教務 …………… 緊急放送（避難場所の指示）  
学級担任 …… ①生徒状況の確認・報告 ②ケガ等の対処（養護教諭と協力） ③心のケア  
副担任 ……… ①避難経路の確認・確保 ②危険物（ガラス等）の除去（できる範囲で）



状況に応じて…  
○集団下校  
○保護者への引き渡し

登下校時に関する事前指導（日頃から確認しておく）

- できる限り頑丈な建物に非難すること。
- 物陰に身を隠すこと。
- 地面に伏せて、頭部を守ることなどの対応が、状況に応じてできるようにしておく。



9 緊急時のガイドライン（教職員用） **緊急連絡 ⇨ 「緊急メール」で連絡**

	不審者事案等発生時	台風接近時・大雨（雪） 洪水・土砂災害発生時	地震・津波発生時	Jアラート警報発令時
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区内で子どもを狙った強制わいせつ等の不審者事案</li> <li>・校区内で不特定多数を狙った凶悪事案</li> <li>・校区内で凶器を所持した不審者事案 等</li> </ul> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案発生情報、並びに対応を連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や警察、見守り隊の協力のもと、登校</li> <li>◎参集職員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任</li> </ul>	<p><b>台風接近・暴風警報発令</b> <b>河川氾濫・土砂災害警報発令</b></p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前日連絡、並びに今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前日又は朝 6:00 に連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者による安全確保のもと登校</li> <li>◎参集職員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任</li> </ul>	<p>震度 5 以上・津波警報発令</p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生後、今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前日又は朝 6:00 に連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者による安全確保のもと登校</li> <li>◎参集職員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任</li> </ul>	<p>Jアラート警報発令</p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生後、今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案発生情報並びに対応について連絡（メール）</li> </ul> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や見守り隊による安全確保のもと登校</li> <li>◎参集職員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任</li> </ul>
在校時	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件解決の場合、教職員の下校指導</li> <li>・事件未解決の場合、学校に待機</li> <li>・状況により集団下校または保護者引渡実施（メール配信）</li> <li>・事件解決が数日間に亘り長引く場合、教職員と保護者、見守り隊で登下校指導</li> </ul>	<p><b>大雨・暴風警報発令</b></p> <p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の下校指導</li> <li>・下校が困難な場合、学校で待機</li> <li>・状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> <li>【山口市防災メールに加入】</li> </ul>	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド避難、生徒・教職員の安否確認</li> <li>・施設点検</li> <li>・下校させる場合、教職員の下校指導</li> <li>・下校困難な場合、学校で待機</li> <li>・状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> </ul>	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報がなり次第、校舎内避難</li> <li>・生徒、教職員の安否確認</li> <li>・下校させる場合、教職員の下校指導</li> <li>・下校困難な場合、学校で待機</li> <li>・状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> </ul>
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども 110 番の家等安全が確保できる場所に避難</li> <li>・教職員、保護者等で登下校中の生徒の安全を確保</li> <li>・保護者・見守り隊へのメール配信</li> </ul>	<p>洪水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校中、大雨のため斜面の崖崩れ等が予想される場合は学校待機</li> <li>・教職員が安全確認後、集団下校</li> <li>・下校が困難な場合は、気象・災害情報を考慮し、保護者に連絡（メール配信）</li> </ul>	<p>登校中 <b>避難登校</b></p> <p>下校中 <b>避難下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く安全な場所に避難後、安全を確認しつつ登下校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの建物や物陰に避難</li> <li>・下校時は帰宅途中であることをメール配信</li> <li>・避難指示解除が出た段階で、教職員が通学路を確認</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の安全第一。また、急変・不測の事態も考えられるので、ガイドライン通りにはならないこともある</li> <li>○電話はメールが使用できない場合がある</li> <li>○（参考）平川小学校の浸水深は、0.00m から 0.50m と予想（山口市防災マップより）</li> </ul>			
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急処置をした場合、市教委学校教育課(083-934-2862)に連絡</li> <li>○本校体育館は、市から災害時の避難所に指定されている</li> </ul>			

## 緊急時のガイドライン（保護者用）

## 緊急連絡 ⇨ 「緊急メール」で連絡

◎各家庭においても、それぞれの災害について対応を判断され、必要に応じて登校時間を遅らせるなどの必要な対応をお願いします。

	不審者事案等発生時	台風接近時・大雨（雪） 洪水・土砂災害発生時	地震・津波発生時	Jアラート警報発令時
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区内で子どもを狙った強制わいせつ等の不審者事案</li> <li>校区内で不特定多数を狙った凶悪事案</li> <li>校区内で凶器を所持した不審者事案 等</li> </ul> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案発生情報、並びに対応を連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や警察、見守り隊の協力のもと、登校</li> </ul>	<p><b>台風接近・暴風警報発令</b> <b>河川氾濫・土砂災害警報発令</b></p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前日連絡、並びに今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前日又は朝 6:00 に連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者による安全確保のもと登校</li> </ul>	<p>震度 5 以上・津波警報発令</p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生後、今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前日又は朝 6:00 に連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者による安全確保のもと登校</li> </ul>	<p>Jアラート警報発令</p> <p><b>臨時休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生後、今後の対応連絡（メール配信）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案発生情報並びに対応について連絡（メール）</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>授業実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や見守り隊による安全確保のもと登校</li> </ul>
在校時	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事件解決の場合、教職員の下校指導</li> <li>事件未解決の場合、学校で待機</li> <li>状況により集団下校または保護者引渡実施（メール配信）</li> <li>事件解決が数日間に亘り長引く場合、教職員と保護者、見守り隊で登下校指導</li> </ul>	<p><b>大雨・暴風警報発令</b></p> <p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の下校指導</li> <li>下校が困難な場合、学校で待機</li> <li>状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> </ul>	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グラウンド避難、生徒・教職員の安否確認</li> <li>施設点検</li> <li>下校させる場合、教職員の下校指導</li> <li>下校困難な場合、学校で待機</li> <li>状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> </ul>	<p><b>授業実施後下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警報がなり次第、校舎内避難</li> <li>生徒、教職員の安否確認</li> <li>下校させる場合、教職員の下校指導</li> <li>下校困難な場合、学校で待機</li> <li>状況により保護者引渡実施（メール配信）</li> </ul>
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども 110 番の家等安全が確保できる場所に避難</li> <li>教職員、保護者等で登下校中の生徒の安全を確保</li> <li>保護者・見守り隊へのメール配信</li> </ul>	<p>洪水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在校中、大雨のため斜面の崖崩れ等が予想される場合は学校待機</li> <li>教職員が安全確認後、集団下校</li> <li>下校が困難な場合は、気象・災害情報を考慮し、保護者に連絡（メール配信）</li> </ul>	<p>登校中 <b>避難登校</b></p> <p>下校中 <b>避難下校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広く安全な場所に避難後、安全を確認しつつ登下校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近くの建物や物陰に避難</li> <li>下校時は帰宅途中であることをメール配信</li> <li>避難指示解除が出た段階で、教職員が通学路を確認</li> </ul>
備考	<p>○生徒の安全第一。また、急変・不測の事態も考えられるので、ガイドライン通りにはならないこともある</p> <p>○電話はメールが使用できない場合がある</p> <p>○（参考）平川小学校の浸水深は、0.00m から 0.50m と予想（山口市防災マップより）</p>			
参考	<p>震度 5 弱：大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器等が落下したり、固定されていない家具等が移動したりすることがある。</p> <p>震度 5 強：物につかまらなると歩くことが難しい。棚にある食器等が落ちるのが多くなる。また、補強されていないブロックが崩れることがある。</p> <p>※自主避難受入れ対応：平川地域交流センター ※広域避難場所：山科大学</p> <p>※二次避難場所：平川小学校体育館、平川中学校体育館、平川幼稚園、西京高校体育館</p> <p>山科大学体育館、山科大学武道館</p>			

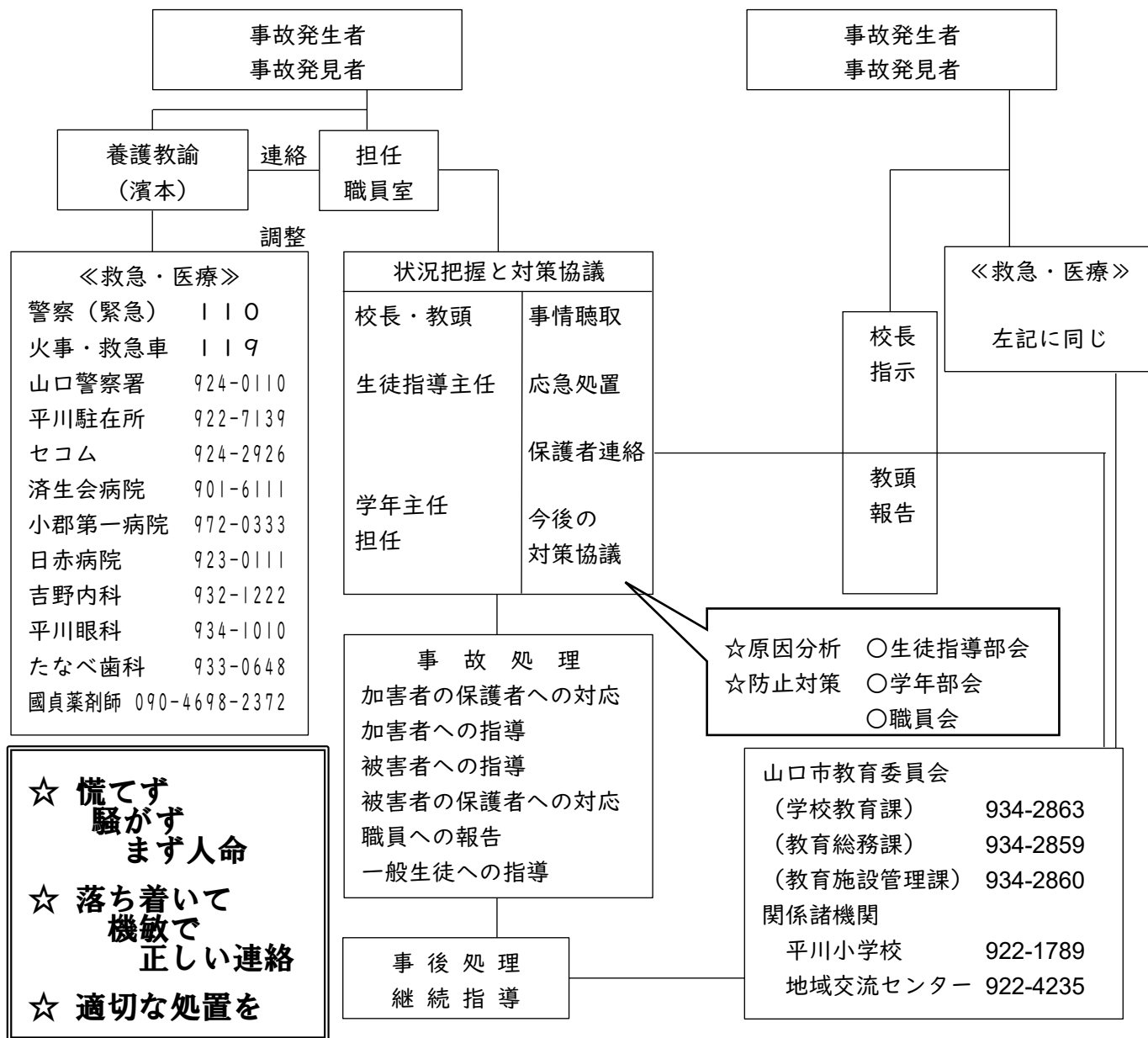
取扱注意

令和3年度 緊急連絡網（事故発生時の対応等）

山口市立平川中学校 TEL 924-7700（職員室）

(1) 校内事故の対応

(2) 校外・夜間事故の対応



教職員連絡一覧（メール連絡）

◎ 校長 → 教頭 → メール配信

教職員一斉配信： くでん配信 <hirakawa-jh@pta.scsymg.jp>

◎ 下記の教職員については、必要の度合いに応じて教頭または教務が連絡する。

1	学カアシスト支援員
2	特別支援補助員
3	スクールカウンセラー
4	学校司書